

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医の登録

飼料の試験の結果の概要

土地改良事業計画の変更の適否の決定

建築基準法による聴聞

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関するなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第七百二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小 倉 佳代子	鳥医第二、九四四号	昭和五十八年七月十八日
本 田 誠四郎	鳥医第二、九四五号	〃
鎌 田 修	鳥医第二、九四六号	〃

鳥取県告示第七百二十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき昭和五十八年六月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十八年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月日	試 験 結 果 の 概 要										備考							
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素	水溶性窒素	ペプトン消化率	D C P		T D N	M E	その他検査				
境港市北陽油脂株式会社	境港市渡町119北陽油脂株式会社	シートボンミール	58.6	48.7	—	—	31.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	粗たんぱく質1.3%不足				
				フエザーミール	58.6	83.0	—	—	2.8	—	—	—	—	—	—	—		—	—		
境港市山陰くみあい飼料株式会社	境港市外江町3748の1山陰くみあい飼料株式会社	①くみあい標準配合飼料成鶏用エックスマッシュ17	58.6	17.8	3.9	2.4	11.2	3.18	0.76	—	—	—	—	—	—	—	2,800	—			
		くみあい配合飼料ニュートンエースA	58.6	19.4	3.6	2.2	4.7	0.70	0.64	—	—	—	—	—	—	—	—	17.5	77.0		
		②くみあい配合飼料種豚用S	58.6	15.2	3.1	3.6	4.6	0.70	0.52	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13.2	74.0	
		③くみあい標準配合飼料スーパージェットマッシュ	58.6	16.0	3.3	2.0	4.3	0.67	0.57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14.2	77.0	
		くみあい二種混合飼料中目	58.6	9.0	—	—	1.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		くみあい配合飼料パワータツパンチB	58.6	16.1	4.2	2.5	4.1	0.58	0.54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14.5	78.0
		くみあい標準配合飼料パワータツパンチC	58.6	19.0	6.2	2.9	5.8	1.10	0.70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		くみあい標準配合飼料パワータツパンチD	58.6	19.0	6.2	2.9	5.8	1.10	0.70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		くみあい標準配合飼料パワータツパンチE	58.6	19.0	6.2	2.9	5.8	1.10	0.70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		くみあい標準配合飼料パワータツパンチF	58.6	19.0	6.2	2.9	5.8	1.10	0.70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注 1 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第七百二十八号

昭和五十八年六月三日付けで大原千町土地改良区から申請のあつた土地改良(大原千町第二地区は場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第

四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年八月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場及び西伯郡岸本町吉長五八一― 大原千町土地改良区事務

所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の日時及び場所

昭和五十八年八月二十四日午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁議会棟第十五会議室
二 事案の内容

建築基準法第四十八条第八項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

1 申請者 鳥取市秋里二四四―二

鳥取ホンダ販売株式会社

代表取締役 大月紀郎

2 建築物の位置 鳥取市秋里二四二―一、二四四―二及び二四五―二

3 建築物の用途 自動車修理工場及び店舗

4 工事種別 増築及び用途変更

5 建築物の構造 鉄骨造二階建

6 建築物の面積 建築面積 三三四・三平方メートル
延べ面積 三八一・一一平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
政治結社東亜塾	大嶋 幸晴	中井 誠一	倉吉市穴窪二五六	昭和五十八年七月十二日	その他政治団体
森田昭吾後援会	泉 勇	森田 鍾	西伯郡淀江町大字中西尾二四五	昭和五十八年七月十八日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党日南町支部	主たる事務所の所在地	日野郡日南町萩原二二七	日野郡日南町霞六五六	昭和五十八年七月十九日	政党の支部
"	代表者の氏名	井下原 積	足羽 茂秋	"	"
松本よう後援会	主たる事務所の所在地	米子市久米町一三	米子市両三柳二八六四一	昭和五十八年七月七日	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第百十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条第一項の規定により提出された昭和五十八年六月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和五十八年八月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和58年6月26日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額 15,576,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西村尚治	所属党派	自由民主党	報告期間	7月10日から7月27日まで	第2回分
出納責任者氏名	永 見 國					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	人件費	—
—	(寄附額)	家屋費	—
—	—	選挙事務所費	—
—	—	集合会場費	—
—	—	通信費	159,350
—	—	交通費	—

その他の寄附	—	印刷費	—
その他の収入	—	広告費	—
今回計	—	文具費	—
前回計	8,500,000	食糧費	—
今回計	8,500,000	宿泊費	—
前回計	8,500,000	雑費	26,985
今回計	8,500,000	今回計	186,335
前回計	8,500,000	今回計	8,065,470
今回計	8,500,000	今回計	8,251,805
今回計	8,500,000	今回計	8,251,805

報告書受理年月日 昭和58年7月27日 第2回報告分